

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第134号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第2 夜間照明設備の項を次のように改める。

夜間照明 設備	岡崎公園テニスコート	1面分	1時間	300
	吉祥院公園球技場			610
		半面分		300
	西院公園テニスコート	1面分		300
	小畑川中央公園テニスコート			300
	下鳥羽公園球技場			820
	伏見桃山城運動公園野球場兼運動場			1,020

別表第2 スコアボードの項を次のように改める。

スコアボ ード	岡崎公園野球場	一 式	1時間	200
	吉祥院公園球技場			200
	下鳥羽公園球技場			200
	伏見桃山城運動公園野球場			200
大会用テント(大)	1張り	1日	1,000	
大会用テント(小)	1張り	1日	500	

第2条 京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1 2中「3,220」を「3,370」に、「6,550」を「6,860」に改める。

別表第2 更衣室(伏見桃山城運動公園野球場のみ)の項中「700」を「710」に改め、同表役員室(伏見桃山城運動公園野球場のみ)の項中「1,500」を「1,520」に改め、同表審判控室(伏見桃山城運動公園野球場のみ)の項中「1,000」を「1,010」に改め、同表放送室(伏見桃山城運動公園野球場のみ)の項中「4,000」を「4,070」に、「1,000」を「1,010」に改め、同表有料ロッカーの項中「1,130」を「1,150」に改め、同表温水シャワー設備の項中「2,

770」を「2,820」に,「920」を「940」に改め,同表夜間照明設備の項中「300」を「310」に,「610」を「620」に,「820」を「830」に,「1,020」を「1,040」に改め,同表拡声器(電源を含む。)の項中「610」を「620」に改め,同表大会用テント(大)の項中「1,000」を「1,010」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は,次の各号に掲げる区分に応じ,それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項及び附則第3項の規定 この規則の公布の日
- (2) 第1条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第2条及び附則第4項の規定 平成31年10月1日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の京都市都市公園条例施行規則の規定による付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は,第1条の規定の施行前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の京都市都市公園条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為及び付属設備の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は,第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

4 改正後の規則の規定は,第2条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料及び利用に係る料金について適用し,同日前の使用に係る使用料及び利用に係る料金については,なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)